

交流拠点都市～観光立市～

広報

# みね



2011年  
(平成23年)

8/15

No.82



## 目次【表紙】第33回秋吉台観光まつり開催

- |                                                  |                                     |
|--------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 2 美祢市人事行政の運営等の状況を公表します                           | 9 市民海外研修結団式<br>ーお知らせひろばー            |
| 6 美祢市農業委員会委員決まる                                  | 10 8月納付カレンダー<br>表紙の説明               |
| 7 美祢通信                                           | 11 教育通信                             |
| 8 病院だより 28                                       | 12 山口国体美祢市実行委員会だより No.28<br>総合観光部から |
| 9 市内の文化財紹介 <sup>⑭</sup><br>平成 23 年度美祢市秋吉地区総合防災訓練 |                                     |

市の人事行政の運営の公平性、透明性を高めるため、「美祿市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、平成22年度の人事行政の運営等の状況を2ページから5ページにかけて公表します。

問合せ先 総務課人事係 ☎0837(521111)

## (1) 職員の任免および職員数に関する状況

### ① 職員採用の状況(平成22年度)

| 区 分   | 試 験 |    |    |      | 選 考 | 合 計 | 備 考                                                                                                                |
|-------|-----|----|----|------|-----|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | 上級  | 中級 | 初級 | 資格免許 |     |     |                                                                                                                    |
| 行 政 職 | 5人  | 2人 | 7人 |      |     | 14人 | ①美祿市職員の任用に関する規則(昭和49年美祿市規則第16号)及び、美祿市病院等事業職員任用規程(病院事業管理規定第15号)に基づき、採用した職員数です。<br><br>②試験のうち資格に該当する職員は、医師を除いた医療職の職員 |
| 事 務 職 | 4人  | 2人 | 5人 |      |     | 11人 |                                                                                                                    |
| 技 術 職 | 1人  |    |    |      |     | 1人  |                                                                                                                    |
| 消 防 職 |     |    | 2人 |      |     | 2人  |                                                                                                                    |
| 医 療 職 |     |    |    | 10人  | 2人  | 12人 |                                                                                                                    |
| 医 師   |     |    |    |      | 2人  | 2人  |                                                                                                                    |
| 技 師   |     |    |    | 3人   |     | 3人  |                                                                                                                    |
| 看 護 師 |     |    |    | 5人   |     | 5人  |                                                                                                                    |
| 介護福祉士 |     |    |    | 2人   |     | 2人  |                                                                                                                    |
| 技能労務職 |     |    |    |      |     |     |                                                                                                                    |
| 合 計   | 5人  | 2人 | 7人 | 10人  | 2人  | 26人 |                                                                                                                    |

### ② 再任用職員の採用の状況(平成22年度) 該当なし

### ③ 退職の状況(平成22年度)

| 区 分   | 定年退職 | 勧奨退職 | そ の 他 |      |      |    |      |      | 合 計 |
|-------|------|------|-------|------|------|----|------|------|-----|
|       |      |      | 普通退職  | 分限免職 | 懲戒免職 | 失職 | 死亡退職 | 任期満了 |     |
| 行 政 職 | 12人  | 10人  | 1人    |      |      |    | 2人   |      | 25人 |
| 消 防 職 |      |      |       |      |      |    | 1人   |      | 1人  |
| 医 療 職 | 2人   | 1人   | 18人   |      |      |    |      |      | 21人 |
| 技能労務職 | 2人   |      | 1人    |      |      |    |      |      | 3人  |
| 合 計   | 16人  | 11人  | 20人   |      |      |    | 2人   |      | 49人 |

### ④ 職員数の状況(各年4月1日現在)

| 区 分    |       | 職 員 数 |       |       |       |       | 対平成19年<br>増減数<br>(平成23年) |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------------------------|
| 部 門    |       | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 |                          |
| 一般行政部門 | 議 会   | 7人    | 5人    | 3人    | 3人    | 3人    | △4人                      |
|        | 総務企画  | 75人   | 83人   | 83人   | 85人   | 83人   | 8人                       |
|        | 税 務   | 26人   | 23人   | 21人   | 18人   | 18人   | △8人                      |
|        | 民 生   | 65人   | 63人   | 59人   | 64人   | 62人   | △3人                      |
|        | 衛 生   | 34人   | 35人   | 33人   | 30人   | 27人   | △7人                      |
|        | 農 林   | 43人   | 38人   | 35人   | 32人   | 34人   | △9人                      |
|        | 商 工   | 5人    | 9人    | 8人    | 9人    | 10人   | 5人                       |
|        | 土 木   | 24人   | 22人   | 21人   | 21人   | 21人   | △3人                      |
|        | 小 計   | 279人  | 278人  | 263人  | 262人  | 258人  | △21人                     |
| 特別行政部門 | 教 育   | 66人   | 58人   | 56人   | 54人   | 51人   | △15人                     |
|        | 消 防   | 57人   | 58人   | 57人   | 57人   | 58人   | 1人                       |
|        | 小 計   | 123人  | 116人  | 113人  | 111人  | 109人  | △14人                     |
| 普通会計   |       | 402人  | 394人  | 376人  | 373人  | 367人  | △35人                     |
| 会計部門   | 病 院   | 260人  | 208人  | 202人  | 200人  | 201人  | △59人                     |
|        | 水 道   | 12人   | 12人   | 10人   | 10人   | 10人   | △2人                      |
|        | 下 水 道 | 6人    | 7人    | 8人    | 8人    | 8人    | 2人                       |
|        | そ の 他 | 112人  | 71人   | 71人   | 71人   | 61人   | △51人                     |
|        | 小 計   | 390人  | 298人  | 291人  | 289人  | 280人  | △110人                    |
| 合 計    |       | 792人  | 692人  | 667人  | 662人  | 647人  | △145人                    |

※職員数は、一般職及び企業職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者・派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除きます。

※平成19年の職員数については、旧1市2町及び一部事務組合(美祿地区消防組合、美祿地区衛生組合、共立美東国民健康保険病院組合)を合算したものの。

(2) 職員の給与の状況

① 人件費の状況(普通会計決算見込)

| 区 分    | 住民基本台帳人口<br>(平成23年3月31日現在) | 歳 出 額<br>(A)     | 実質収支          | 人 件 費<br>(B)    | 人件費率<br>(B/A) | 前年度の<br>人件費率 |
|--------|----------------------------|------------------|---------------|-----------------|---------------|--------------|
| 平成22年度 | 人<br>28,229                | 千円<br>18,037,043 | 千円<br>619,477 | 千円<br>3,624,157 | %<br>20.1     | %<br>20.9    |

※表中「人件費」には、議員報酬、各種委員報酬、職員給与費、地方公務員共済組合負担金、退職手当などを含みます。

② 職員給与費の状況(普通会計予算)

| 区 分    | 職員数<br>(A) | 給 与 費           |               |               |                 | 一人当たりの給与費<br>(B/A) |
|--------|------------|-----------------|---------------|---------------|-----------------|--------------------|
|        |            | 給 料             | 職員手当          | 期末勤勉手当        | 計(B)            |                    |
| 平成23年度 | 人<br>367   | 千円<br>1,403,102 | 千円<br>230,186 | 千円<br>506,199 | 千円<br>2,139,454 | 千円<br>5,830        |

※表中「職員手当」には、退職手当を含みません。

③ 職員の平均給料月額および平均年齢の状況  
(平成23年4月1日現在)

| 区 分   | 平均給料月額   | 平均年齢  |
|-------|----------|-------|
| 一般行政職 | 330,734円 | 43.3歳 |
| 技能労務職 | 274,912円 | 46.3歳 |

④ 初任給の状況(平成23年4月1日現在)

| 区 分   |     | 決定初任給    | 採用2年経過日<br>給料額 |
|-------|-----|----------|----------------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 172,200円 | 184,200円       |
|       | 高校卒 | 140,100円 | 148,500円       |

⑤ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成23年4月1日現在)

| 区 分   |     | 経験年数10年～14年 | 経験年数15年～19年 | 経験年数20年～24年 |
|-------|-----|-------------|-------------|-------------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 280,716円    | 336,235円    | 381,213円    |
|       | 高校卒 | 240,825円    | 275,490円    | 339,823円    |

⑥ 一般行政職の級別職員数の状況(平成23年4月1日現在)

| 区 分          | 1級         | 2級         | 3級    | 4級         | 5級         | 6級         | 7級         | 合計   |
|--------------|------------|------------|-------|------------|------------|------------|------------|------|
| 標準的な<br>職務内容 | 主 事<br>技 師 | 主 事<br>技 師 | 主 任   | 係 長<br>企画員 | 補 佐<br>主 査 | 課 長<br>主 幹 | 部 長<br>部次長 |      |
| 職 員 数        | 22人        | 36人        | 29人   | 67人        | 58人        | 28人        | 14人        | 254人 |
| 構 成 比        | 8.7%       | 14.2%      | 11.4% | 26.4%      | 22.8%      | 11.0%      | 5.5%       | 100% |

※職員数は、「一般職の職員の給与に関する条例」に基づく給料表の級区分によります。

※標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職務名です。

⑦ 昇給期間短縮の状況  
該当なし

⑧ 期末・勤勉手当の状況

| 区 分          | 期末手当                       | 勤勉手当   | 計      |
|--------------|----------------------------|--------|--------|
| 6 月 期        | 1.25月分                     | 0.70月分 | 1.95月分 |
| 12月期         | 1.35月分                     | 0.65月分 | 2.00月分 |
| 計            | 2.60月分                     | 1.35月分 | 3.95月分 |
| 役職段階<br>別加算額 | 役職および職務の級に応じて、5%～20%を加算する。 |        |        |

※期末・勤勉手当は、平成22年度支給実績のものです。

⑨ 退職手当の状況(平成23年4月1日現在)

| 区 分  |             |       | 自己都合退職                              | 勸奨・定年退職     |
|------|-------------|-------|-------------------------------------|-------------|
| 退職手当 | 支給率         | 勤続20年 | 23.50月分                             | 30.55月分     |
|      |             | 勤続25年 | 33.50月分                             | 41.34月分     |
|      |             | 勤続35年 | 47.50月分                             | 59.28月分     |
|      |             | 最高限度額 | 59.28月分                             | 59.28月分     |
|      | 調整額         |       | 在職10年以上で職務の在職級区分に応じて、在職月数を加算(0～60月) |             |
|      | その他の加算措置    |       | 定年前早期退職特例措置(2%～20%)                 |             |
|      | 一人当たりの平均支給額 |       | 4,919,301円                          | 24,305,371円 |

※退職手当一人当たりの平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均支給額です。



## ⑩職員手当の状況

| 区 分                                   | 内 容                                                                                                                   |          |
|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 扶 養 手 当                               | 配偶者 13,000円<br>扶養親族 一人当たり 6,500円<br>※子については第3子以降 7,000円<br>満16歳から22歳までの子の加算 一人当たり 5,000円                              |          |
| 住 居 手 当                               | 持 家 2,000円（新築購入5年以内は3,000円）<br>借 家 家賃23,000円以下 家賃－12,000円<br>家賃23,000円超 (家賃－23,000円) ÷ 2 + 11,000円<br>【最高支給額 27,000円】 |          |
| 通 勤 手 当                               | 交通機関利用者 最高支給額 55,000円<br>交通用具利用者 2,000円～24,500円                                                                       |          |
| 特 殊 勤 務 手 当<br>(平成22年度<br>普通会計決算見込)   | 職員全体に占める手当支給職員の割合                                                                                                     | 15.0%    |
|                                       | 支給対象職員一人当たり平均支給年額                                                                                                     | 37,928円  |
|                                       | 手当の種類(数)                                                                                                              | 10       |
| 時 間 外 勤 務 手 当<br>(平成22年度<br>普通会計決算見込) | 総支給額                                                                                                                  | 61,971千円 |
|                                       | 職員一人当たりの支給年額                                                                                                          | 378千円    |

## ⑪特別職等の報酬などの状況(平成23年4月1日現在)

| 役職名     | 給料月額     | 期末手当 支給割合<br>勤勉手当                                                          | 役職名 | 報酬月額     | 期末手当 支給割合<br>勤勉手当                                           |
|---------|----------|----------------------------------------------------------------------------|-----|----------|-------------------------------------------------------------|
| 市 長     | 780,000円 | 期末手当 勤勉手当<br>6 月 期 1.25月分 0.70月分<br>12月期 1.35月分 0.65月分<br>合計 2.60月分 1.35月分 | 議 長 | 400,000円 | 期末手当 勤勉手当<br>6 月 期 1.45月分 —<br>12月期 1.65月分 —<br>合計 3.10月分 — |
| 副 市 長   | 624,000円 |                                                                            | 副議長 | 340,000円 |                                                             |
| 教 育 長   | 546,000円 |                                                                            | 議 員 | 300,000円 |                                                             |
| 病院事業管理者 | 546,000円 |                                                                            |     |          |                                                             |

## (3)職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

### ①勤務時間の状況(平成23年4月1日現在)

| 1週間の<br>勤務時間 | 勤務時間の割り振り |        |         |       |
|--------------|-----------|--------|---------|-------|
|              | 始 業       | 終 業    | 休憩時間    | 週休日   |
| 38時間45分      | 8時30分     | 17時15分 | 12時～13時 | 土・日曜日 |

※1週間の勤務時間は、地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、条例で定められた職員の勤務時間です。

※勤務時間の割り振りは、月曜日から金曜日の8時30分から17時15分の時間帯に勤務時間が割り振られている職員の勤務時間です。

### ②年次有給休暇の取得状況(平成22年1月1日～12月31日)

|             |      |
|-------------|------|
| 平成22年平均使用日数 | 8.2日 |
|-------------|------|

※当該期間の中途に採用・退職した職員、並びに当該期間中に育児休業・分限休職した職員、派遣職員を除きます。

### ③介護休暇の取得の状況(平成22年度)

| 取得者数 | 介 護 休 暇 承 認 期 間 |               |               |               |               |       |
|------|-----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------|
|      | 1月以下            | 1月を超え<br>2月以下 | 2月を超え<br>3月以下 | 3月を超え<br>4月以下 | 4月を超え<br>5月以下 | 5月を超え |
| 0人   | —               | —             | —             | —             | —             | —     |

④育児休業等の取得の状況(平成22年度中に新たに育児休業を取得した職員)

| 取得者数 | 育 児 休 業 承 認 期 間 |               |                 |                 |                 |         |
|------|-----------------|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|---------|
|      | 6月以下            | 6月を超え<br>1年以下 | 1年を超え<br>1年6月以下 | 1年6月を超え<br>2年以下 | 2年を超え<br>2年6月以下 | 2年6月を超え |
| 4人   | 1人              | 2人            | 1人              | —               | —               | —       |

(4)職員の分限および懲戒処分の状況

| ①分限の状況(平成22年度) |    |    |    |    |    | ②懲戒処分の状況(平成22年度)             |    |    |    |    |    |
|----------------|----|----|----|----|----|------------------------------|----|----|----|----|----|
| 処分事由           | 降給 | 降任 | 休職 | 免職 | 合計 | 処分事由                         | 戒告 | 減給 | 停職 | 免職 | 合計 |
| 心身の故障の場合       | —  | —  | 2件 | —  | 2件 | 法令に違反した場合                    | —  | —  | —  | —  | 0件 |
|                |    |    |    |    |    | 職務上の義務に違反し<br>又は職務を怠った場合     | —  | —  | —  | —  | 0件 |
|                |    |    |    |    |    | 全体の奉仕者たるにふさわ<br>しくない非行のあった場合 | 1件 | —  | —  | —  | 1件 |

(5)職員のサービスの状況

| ①争議行為の状況(平成22年度) |  | ②営利企業等の従事許可の状況(平成22年度) |      |      |
|------------------|--|------------------------|------|------|
| 該当なし             |  | 区 分                    | 申請件数 | 許可件数 |
|                  |  | 営利企業等の従事許可申請           | 32件  | 32件  |

(6)職員の研修および勤務成績の評定の状況

| ①職員の研修の状況(平成22年度) |                      |                   |     |      |
|-------------------|----------------------|-------------------|-----|------|
|                   | 研修の区分                | 内 容               | 講座数 | 修了者数 |
| 独自研修              | 新規職員採用研修             | 市職員として必要な基礎的知識の習得 | 2   | 32人  |
|                   | メンタルヘルス研修            | 精神疾患予防知識の習得       | 1   | 50人  |
| 研修所研修             | 一般研修<br>(山口県ひとづくり財団) | 階層別に職務上必要な能力の習得   | 8   | 64人  |
|                   | 特別研修<br>(山口県ひとづくり財団) | 行政運営能力の向上         | 19  | 30人  |

| ②勤務成績評定の状況(平成22年度) |                  |                                                                       |
|--------------------|------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 評定の方法              | 実施時期             | 対 象 者                                                                 |
| 能力評価               | 基準日<br>平成23年2月1日 | 人事評価制度導入にあたり平成22年度は試験的实施として、行政職給料表適用職員(消防職を除く)及び現業職給料表適用職員を対象として実施した。 |

(7)職員の福祉および利益の保護の状況

| ①健康診断の状況(平成22年度) |                          |
|------------------|--------------------------|
| 区 分              | 内 容                      |
| 定期健康診断           | 市が実施する一般検診               |
| 人 間 ド ッ ク        | 医療機関が実施する総合検診(30歳以上の希望者) |
| 胃 が ん 検 診        | X線直接撮影                   |

| ②公務災害補償の状況      |      |      |     |        |              |
|-----------------|------|------|-----|--------|--------------|
| ア.公務災害(平成22年度)  |      |      |     |        |              |
| 前年度末現在<br>未処理件数 | 受理件数 | 認定件数 |     | 取り下げ件数 | 年度末<br>未処理件数 |
|                 |      | 公務上  | 公務外 |        |              |
| 0件              | 3件   | 3件   | 0件  | 0件     | 0件           |

| イ.通勤災害(平成22年度) |  |
|----------------|--|
| 該当なし           |  |

(8)その他市長が公表に必要と認める事項

|                             |      |
|-----------------------------|------|
| ①勤務条件に関する措置の要求の状況(平成22年度)   | 該当なし |
| ②不利益処分に関する不服申し立ての状況(平成22年度) | 該当なし |

# 美祿市農業委員会委員決まる

7月3日執行された美祿市農業委員会一般選挙で、新しい委員が決まりましたのでご紹介します。委員の内訳は、公選30人、市議会推薦4人、農業協同組合推薦1人、農業共済組合推薦1人、土地改良区推薦1人です。また、会長は山本正二氏に決まりました。

任期 平成23年7月20日～平成26年7月19日(3年間)

(五十音順・敬称略)

問合せ先 農業委員会  
(☎0837(52)5241)



井町 哲  
秋芳町平野



今井 茂明  
西厚保町梅香



井上 兼夫  
美東町森清



安部 好恵  
西厚保町長尾



小田 小六  
秋芳町井手口



大野 龍男  
美東町上市西



大石 洋典  
東厚保町西の谷



植山 淑子  
秋芳町谷津



俵 薫  
秋芳町中辺



篠田 巧  
秋芳町湯の上



桑原 正彦  
美東町銭屋



倉重 勲  
美東町武士ヶ河内



永富 典雄  
秋芳町岩永市



中嶋 三之  
美東町四之瀬



中島 紘一  
秋芳町福王田



豊島 正雄  
秋芳町宮の前



千々松 茂美  
伊佐町広下



原田 茂  
美東町九瀬原



原田 一馬  
豊田前町9区



野村 久幸  
西厚保町土器



野村 孝  
東厚保町熊の倉一区



野尻 渉  
於福町竜現地





前野 伊三夫  
美東町友永



藤井 繁夫  
秋芳町目畑



福永 賢太郎  
美東町末原



福田 耕作  
秋芳町片山



平嶋 康秀  
於福町下田代



山縣 正明  
大嶺町下領東



森重 征昭  
美東町御山



宗像 恒雄  
伊佐町河原町



三好 堯  
伊佐町枅田



馬屋原 眞一  
西厚保町深土



吉村 信男  
大嶺町草井川



吉村 徹  
秋芳町殿河内



山本 祥弘  
大嶺町藤ヶ河内



山本 正二  
大嶺町祖母ヶ河内



山中 佳子  
秋芳町内ヶ島

## 地域消費情報 美祢通信

クーリング・オフできる取引の「業務提供誘引販売取引」を紹介します。仕事を紹介して登録料を支払わせたり、仕事に必要な商品を買わせたり、サービスや登録料などの名目でお金を支払わせる『内職商法』、『モニター商法』です。

### 「消費者トラブル事例」出前講座のお知らせ!!

県消費生活センター専門相談員による出前講座を開催します。

日 時 8月31日(金) 14時～16時

場 所 美祢市民会館

参 加 費 無料

※申込の必要はありません。

問合せ先 商工労働課 (☎0837(52)5224)

## クーリング・オフできる取引

### 業務提供誘引販売取引 (特定商取引法)

#### 契約解除期間➡

契約の書面を受け取った日から20日間。  
すべての商品・サービスが対象になります。  
クーリング・オフ期間経過後の中途解約は  
できません。

※最初にお金を支払わせたり、商品を買わせ  
たりする仕事には要注意!!  
ハローワークなどの公的機関で相談して探  
しましょう。

※次回は、『個別クレジット』について、詳しくご  
紹介いたします。

問合せ先 商工労働課 (☎0837(52)5224)

# 病院だより 28



## 『かかりつけ医』をもつことの重要性

美祢市立病院  
内科医師 村上 順一



私は今年度4月から美祢市立病院の総合内科として勤務しています。村上順一と申します。近隣に医療機関が少ない、もしくは無い地域（下関市）

角島診療所、柳井市の平郡診療所）で診療を行った経験があります。今回はかかりつけ医をもつことの重要性について紹介したいと思います。

よい医療とは何なのでしょう？ 医療費を安く済ませる、診察まで3時間も待つような長い待ち時間を要さない、ご自身の病気に対して的確な専門医に診てもらおうなど挙げればきりがありません。では前述のような良い医療を受けるには、どうしたらいいのでしょうか？ ひとつの答えは、ご自身に合った『かか

りつけ医』を持つことに他なりません。ご自身の健康状態をよく把握している『かかりつけ医』を持ち、体に不調を感じたら、まずは『かかりつけ医』を受診することがよい医療を受ける第1歩といえます。

そもそも『かかりつけ医』とは、厚生労働省の資料の一文で、「国民が身近な地域で日常的な医療を受けたり、あるいは健康の相談ができる医師」とされています。一般的には、総合的に診療ができる医師というイメージで漠然と捉えられています。以前より使用され、昨今通用語となっていないが、この呼称に対する確たる規定や定義の様なものは未だなされていません。

『かかりつけ医』は、「その患者さんの健康状態や病気のことで、また家族構成や生活までを普段からある程度知っており、困った時には適切な治療やアドバイス、他医療機関への紹介を行うことができる医師」であると私なりに解釈しています。また皆さんには、そのような医師、医療機関を意識した受診をしていただきたいと考えています。医療機関は自分が信頼できる医師がいれば、診療所（クリニック、医院）、病院、総合病院、大学病院でも構わないと思います。特別な病気がなければ、一般的な病気がかかっている専門医の診療、治療が必要な人以外、急に体調を崩したときのことを考えると、出来るだけ

け地元の医療機関である方が、安心できると思います。現在ほとんどの医師は、その診療に長けた専門性を持っていますが、大きな総合病院や大学病院ではその専門性がより詳細化されており、治療されている病気の以外のことを相談するのは難しい状況であると思います。美祢市にお住みの人は、地元の医院、クリニック、病院や美祢市立病院、美祢市立美東病院に『かかりつけ医』をもつことが、いいのではないのでしょうか。

医療の進歩と専門化により、今まで治らなかつた病気が治る時代になっていますが、その進歩と専門化により、ひとりの医師がすべての病気を診断し、治療を行うことが、困難となっています。あなたの体調が悪くなった際に『かかりつけ医』がすべての病気を診断し、治療することができないのが現状です。しかし、『かかりつけ医』は現在のあなたの体を診察し、健康状況、病気の治療状況をみて、どのような検査・治療が必要か、また入院が必要か判断して、適切な医療機関を紹介してくれます。また『かかりつけ医』であれば、その患者さんのちよつとした変化も気づくことが出来るかもしれません。

次はよくある事例です。普段は高血圧や糖尿病で通院している医院があるが、今日は胃の調子が悪いので別の医院を受診したという患者さんをよくみます。これは決して間

違った受診方法ではないかもしれませんが、まずは普段受診している『かかりつけ医』を受診することをお勧めします。胃の調子が悪いことに対して、『かかりつけ医』で解決することも多くあります。必要な検査や治療があれば、他の医療機関に紹介をしてくれると思います。私たち医師は他の医療機関に紹介をする際、その患者さんの病気の状況や飲んでる薬を記載した診療情報提供書を書くことが一般的です。受け入れ先の医療機関は診療情報提供書を頼りに、診察を行い、検査をするので、治療が効率的に行えるのです。情報なしで医療機関を受診される場合は、検査や処方の変更が発生したり、通院先の医療機関に病歴や処方を確認する必要があります。様々な無駄が発生するのです。

また様々な事情で複数の医療機関を受診しなければいけない人もいます。複数の医療機関の中でひとり『かかりつけ医』を持つてください。あなたの体を全体的に把握して、困った時も適切な助言や他医療機関への紹介ができる医師です。

みなさんが、『かかりつけ医』をもつことでより良い医療を受けられることを願っています。

問合せ先 美祢市立病院

☎0837(52)1700



# 市内の文化財紹介⑭

## 神功皇后神社のイチイガシ

(美祿市西厚保町・県指定天然記念物昭和53年指定)

神功皇后神社のイチイガシは、社殿背後の社叢にあり、樹齢は約500年と推定されています。

この木は、神功皇后の人徳を尊敬し、奉納されたもので、当神社の鎮座当時からのもので、いわれがあります。

目通りの幹周囲は6.55m、樹高は約20mもあります。幹は地面から6.5mの所までは空洞の所があります。また、枝は四方に大きく伸びていましたが、平成16年にあった台風の影響により折れ、伐採されていますが、樹勢は今も旺盛です。

なお、イチイガシは主に、本州(関東南部以西)〜四国・九州、済州島、台湾、中国に分布し、神社に植栽されることが多いようです。また、木材は特に、建築材・器具材として使われています。



問合せ先 文化財保護課  
(☎0837(53)0189)

消防防災ヘリコプター「きらら」がやってくる!!

## 平成23年度美祿市秋吉地区総合防災訓練

日時 8月27日(土) 9時～12時  
場所 美祿高等学校グラウンド(秋芳町秋吉)

|             |                           |
|-------------|---------------------------|
| 地域住民        | 避難訓練、消火訓練、煙中訓練、土のう製作訓練    |
| 陸上自衛隊       | 救出救助訓練、非常食炊き出し訓練、装備品等展示   |
| 県消防防災航空隊    | 消防防災ヘリコプター「きらら」による救出救助訓練  |
| 美祿警察署       | 避難誘導訓練、避難広報訓練             |
| 美祿市消防本部・消防団 | 避難誘導訓練、救出救助訓練、放水訓練        |
| 美祿市赤十字奉仕団   | 非常食調理訓練                   |
| 美祿市社会福祉協議会  | 災害ボランティアセンターの普及啓発         |
| 下関地方気象台     | 各種実験装置を用いた実験              |
| 美祿市ハムクラブ    | 非常通信訓練                    |
| NTT・NTT ドコモ | 災害用伝言ダイヤル・iモード災害伝言板サービス実演 |
| 美祿市(総務課等)   | 現地災害対策本部設置運営訓練、避難所設置運営訓練  |

訓練は自由に観覧でき、各種展示コーナー等もありますので、お子様からお年寄りまで、多くの皆様のご来場をお待ちしています。



※訓練当日は会場周辺において訓練車両やヘリコプターによる騒音等の発生が予想されますが、ご理解、ご協力をお願いします。

問合せ先 総務課(☎0837(52)1110)

## 市民海外研修

### 結団式

7月21日に平成23年度美祿市ふるさと人材育成事業の市民海外研修団結団式が行われました。

市内から10名の中学生が参加し、それぞれに研修にあたるための抱負を述べました。

村田市長は「東南アジアの中心として経済発展してきたシンガポールについて、皆さんが感じたことや学んだことをお聞きするのを楽しみにしています。」と述べ、参加者を激励しました。



問合せ先 企画政策課  
(☎0837(52)1112)

## Hot Information

## お知らせひろば

詳しい内容は直接問合せ先にお問合せください



市内の文化財めぐり  
参加者募集  
「天然記念物「景清穴」  
探検コースを歩く」

日時 8月24日(日)

見学場所 景清穴(通常の観光コース外の探検コースに入ります。)

乗車場所

大嶺(歴史民俗資料館)

13時15分

秋吉（秋吉公民館）

13時35分

美東（美東センター）

13時45分

募集人数 13人（小学生以上で、小学生は保護者同伴のこと）

募集締切（※先着順）

8月21日回まで

参加費 無料（懐中電灯、長靴を持参ください。）

申込・問合せ先  
文化財保護課

（☎0837（53）0189）

## 「ミニうどんどうかい」開催のお知らせ

美祢市母子保健推進協議会では、今年も運動会を開催します。

たくさんのお友達が待っていますので、ぜひ遊びに来てください。

日時

9月2日（金） 10時～12時

（受付9時30分から）

会場 サワーク美祢

対象者 乳幼児とその家族

内容 体操、玉入れ、親子リレー、おやつタイムなど

持ち物 お茶、お手拭、靴袋

申込期限 8月31日（金）

申込方法 健康増進課へ電話で申し込んでください。

申込・問合せ先 健康増進課

（☎0837（53）0304）



## 健康セミナー

日時 9月10日（土）

13時30分～15時30分

場所 防府アスピリット

（防府市戎町）

講演 「職場のメンタルヘルス対策」

講師 中村 純氏

（産業医科大学教授）

その他 入場無料・申込不要

問合せ先

県精神保健福祉センター

（☎0835（27）3480）

## 各種手当のお知らせ

### ■児童扶養手当

父母の離婚などにより、父又は母と生計を別にして

いる児童や、父又は母が重

度の障害の状態にある児童

を養育している家庭に対

し、生活の安定と自立を促

進するために支給される手

当です（国籍は問いません）。

※手当の支給については、所

得制限などの支給要件があ

りますので、詳しくは問い

合わせください。

現況届は期限内に 現在児童

扶養手当を受給している人

は、8月31日（金）までに現況

届を提出してください。該

当者には、戸別に通知して

いますが、届出をされない

場合は、手当が受けられま

せん。

手当を支給します 8月10

日（土）に、指定された口座に

手当を振り込みますので確

認してください。振込口座

の変更がある場合は、必ず

届出をしてください。

### ■特別児童扶養手当

身体又は精神に一定の障

害のある満20歳未満の児童

の父・母、または養育者に

支給されます。ただし、施

設入所の場合は支給されま

せん。

※本人、配偶者および扶養義

務者の所得により制限があ

ります。

### ■美祢市児童福祉手当

身体障害者手帳（1級～

3級）または療育手帳をお

持ちの障害児の保護者に対

して、月額2,000円を支

給します。

### ■特別障害者手当

障害の状態が重く、日常

生活において常時、特別の

介護を必要とする満20歳以

上の在宅の障害者に対し

て、月額26,340円を支

給します。ただし、施設に

入所、または入院が3ヶ月

以上継続する場合は支給さ

れません。

### ■障害児福祉手当

身体または精神に重度の

障害がある20歳未満の在宅

の障害児に対して、月額

14,330円を支給しま

す。ただし、施設入所の場

合は支給されません。

### ※現況届を忘れずに

現在、特別児童扶養手

当、美祢市児童福祉手当、

特別障害者手当及び障害児

福祉手当を受給している人

には、現況届を送付します

ので、8月11日（金）から9

月9日（金）までに提出してく

ださい。期限内に届出をされ

ない場合には手当が受給で

きなくなりますので、必ず

手続きをしてください。

問合せ先 地域福祉課

（☎0837（52）5228）

## 納期限 8月31日（水）

| 納付種別       | 納付対象 |
|------------|------|
| 市県民税       | 2期   |
| 国民健康保険税    | 2期   |
| 後期高齢者医療保険料 | 2期   |
| 介護保険料      | 2期   |
| 住宅使用料      | 8月分  |

## 8月納付カレンダー

## 第33回秋吉台観光まつり開催

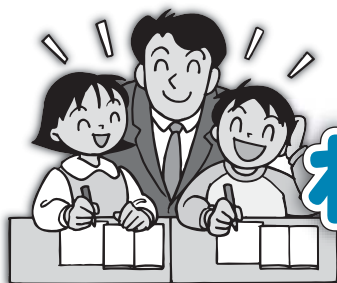
花火大会では、歌手のPANGさんと観光アドバイザーの國重友美さんによる書道パフォーマンスが行われ、國重さんの躍動感溢れるパフォーマンスに会場が、一気に熱気を帯び、熱い夜をさらに熱くしていました。また、花火大会では、レーザーショーや秋吉台の夜空に咲く花火に感動の声が上がっていました。

7月30日（土）に第33回秋吉台観光まつりが開幕し、オープニングイベントである秋吉台花火大会が開催されました。



## 表紙の説明





# わたしの学校 ぼくの学校

## 地域の方から知恵や技を学ぼう

### 秋吉小学校

コミュニティ・スクール推進事業2年目の今年は、生け花クラブに加え、秋吉探検クラブと遊び道具づくりクラブをつくりました。地域の方から知恵や技を学ぶ場を設定することで、子どもたちの新たな興味・関心を引き出す体験活動を取り入れていこうと考えています。この活動を通して子どもたちが、素晴らしい知恵や技をもっておられる地域の方を知るとともに、ふるさと秋吉を愛する心を育んでくれることを願っています。



## わんぱく山での森林教育活動

### 於福小学校

本校では、隣接する「わんぱく山(学校林)」の中で、地域の自然愛好家の方々に指導を受けながら、環境保護に向けた活動に取り組んでいます。5月の全校森林教育活動では、木の模様を写し取ったり、色や手触り、匂いを調べたりして、樹皮について詳しく調べました。また、木の成長の仕方や森林の守り方についても学びました。このように、地域の方々とともに、於福の豊かな自然を守っていききたいと思います。



## 「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」の実施

### 伊佐中学校

6月30日(金)、今年も全校生徒を対象に薬物乱用防止教室を行いました。本年度は宇部健康福祉センターから講師をお迎えし、薬物乱用の意味をはじめとして薬物の種類や恐ろしさ、誘われたときの断り方など、ビデオ鑑賞やプレゼンテーション等で、懇切丁寧に教えていただきました。また、講話の最後には、喫煙による害についても説明していただきました。梅雨時の蒸し暑い中でしたが、生徒は熱心に話を聞き、自分の体を守るという気持ちを高めるうえで、大変有意義な時間となりました。



## 美祿市教育から発信します

夏は少年にとって  
大きな脱皮の季節なのだろう。

(『続・岳物語』椎名誠)

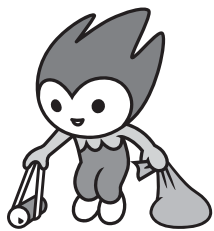
「夏は少年にとって大きな脱皮の季節なのだろう。ひと夏を過ぎると、少年はまた一つ変わっていくのだ」

この言葉は、作家椎名誠さんの「続・岳物語」という作品の書き出しです。辞書で調べてみると「脱皮」とは、「蛇やセミなどが成長の途中で古い皮を脱ぎ捨てること」とあります。私たち大人にとって、夏の到来は一つの季節の移り変わりに過ぎません。しかし、子どもたちにとっては、野外活動や各種大会、コンクール、部活動における新旧交代、体験入学など、様々なことを体験する季節となります。これらの体験を通じて、子どもたちは何かを感じ取りながら、今までの自分を振り返り、古い皮を脱ぎ捨てていくのでしょうか。

安全に十分気を付けながら、この夏が児童・生徒一人ひとりにとって「大きな脱皮の季節」になるようにしてほしいものです。



## 8月28日回に「県下一斉クリーンアップ大作戦」を展開します!



今年開催される「おいでませ!山口国体」に向けて、8月28日回に「県下一斉クリーンアップ大作戦」が各市町で実施されます。これは、国体時に県外から出場される、選手・監督等の大会参加者を含む多くの人に「山口県はきれいだな」と思っていただけるように、家の周辺、河川、道路等の環境美化活動に県民一丸となって取り組む活動です。

美祢市にも、県内外から選手・監督、観客など多数の人が来訪されます。そこで美祢市実行委員会では、青嶺高等学校や山口県宇部土木建築事務所美祢支所の方々等の協力を得て、自転車競技会場となる青嶺高等学校周辺道路の清掃活動を行います。また、市内全小中学校でも8月28日回とその前後日に、児童生徒と職員・保護者が協力して、校内や学校周辺道路の清掃活動を行います。これらの活動を通して、一人ひとりがおもてなしの心を持って気持ちよく来訪者をお迎えし、これを機に市民総参加で国体を盛り上げ、美祢市のイメージアップに繋げてください。ご協力よろしくお願いします。



### 問合せ先

おいでませ!山口国体美祢市実行委員会事務局(国体推進課)  
☎: 0837(54)0011 FAX: 0837(52)3434 E-mail: kokutai@city.mine.lg.jp

## 千のちよるる連風揚げ

今秋開催される「おいでませ!山口国体」を盛り上げるため、9月11日回に開催されるスポーツ行事「ウォーク」にあわせ、秋吉台で『千のちよるる連風揚げ』が行われます。

この連風揚げは、長門どうじん風の会美祢支部が中心となって企画され、風の作成には市内全小学校の児童のみなさんが携わっています。みなさんも風揚げに参加して、山口国体を一緒に盛り上げませんか。

日時 **9月11日 9時～11時30分**  
場所 **秋吉台妙見原**



問合せ先 総合観光部内 ☎0837(62)0304、FAX0837(62)1422、URL <http://www.karusuto.com/>

「交流拠点都市～観光立市～」をめざして!!  
**総合観光部から**  
～次の100年へ想いを込めて～



広報みね  
発行・編集 美祢市地域情報課  
〒759-2292 美祢市大嶺町東分326-1  
Eメール [jouhou@city.mine.lg.jp](mailto:jouhou@city.mine.lg.jp)  
URL <http://www.city.mine.lg.jp>

### 美祢市内の交通事故発生状況 ( ) 内は県下総数

|      | 人身事故       |          |           | 物損事故        |
|------|------------|----------|-----------|-------------|
|      | 件数         | 死者       | 傷者        |             |
| 7月中  | 10 ( 623)  | 0 ( 6)   | 11 ( 769) | 65 ( 3476)  |
| 累計   | 61 (4258)  | 4 ( 35)  | 74 (5255) | 495 (23116) |
| 昨年対比 | -13 (-167) | -1 (-19) | -9 (-185) | 28 ( 337)   |

● **編集後記** ●  
暑い日が続いています  
が、いかがお過ごしでし  
うか?  
東日本大震災以降、節  
電が叫ばれています。し  
かし、節電も大切ですが、  
節電しすぎて、熱中症など  
体調を崩さないよう気を付  
けましょう。また、秋芳洞、  
大正洞や景清洞は、8月  
31日頃まで市民は無料なの  
で、エコがてらに『涼』を  
求めに行かれてみてはいか  
がでしょうか? ■